

## ストレスチェック助成金支給申請書 チェックリスト

助成金の支給に当たって、必要な書類を揃えてご提出ください。

- ・申請期間：平成28年4月15日から平成29年2月15日まで（消印有効）

※ ただし、申請期間中でも助成金支給申請の受付を終了することがありますのでご了承ください。

- ・申請先：（独）労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課

提出書類	
1	<input type="checkbox"/> <b>ストレスチェック助成金支給申請書（様式第2-1号）</b> 「請求者」欄には、必ず事業場登録届出後に通知された受付番号を記載してください。
	<input type="checkbox"/> 「ストレスチェックの実施」と「ストレスチェックに係る産業医活動」の助成金申請は、1事業場につき、合わせて1回の申請となります。
	<input type="checkbox"/> 「3 助成金申請額」は、次の金額を記入してください。 <u>（ストレスチェック実施人数×500円） + （ストレスチェックに係る産業医活動の回数×21,500円）</u> ただし、500円、21,500円はそれぞれの上限額ですので、実費が上限額を下回る場合は実費で計算してください。 また、ストレスチェックに係る産業医活動は1事業場につき、年3回が限度となります。 ※ストレスチェックに係る産業医活動とは、次のような活動をいいます。 （例）・ストレスチェックの実施について助言すること ・ストレスチェック実施後に面接指導を実施すること ・ストレスチェックの結果について、集団分析を行うこと ・面接指導の結果について、事業主に意見陳述をすること など
	<input type="checkbox"/> 「4 助成金振込先金融機関」欄に、記入漏れがないか確認してください。
添付書類等	
2	<input type="checkbox"/> <b>ストレスチェック実施報告書（様式第2-2号）</b> ストレスチェック実施日が複数日にわたる場合は、最初に実施した日と合計の人数を記載してください。
3	<input type="checkbox"/> <b>ストレスチェックに係る産業医活動報告書（様式第2-3号）</b> ストレスチェックに係る産業医活動を実施した場合は、活動内容等を産業医に確認の上、実施年月日を記入して提出してください。なお、産業医の署名が直筆の場合には、押印は省略しても構いません。産業医活動を実施しなかった場合は提出の必要はありません。
4	<input type="checkbox"/> <b>ストレスチェック実施者へ支払った費用の領収書（写）</b> ストレスチェックを実施したことが分かる内容の領収書の写しを添付してください。
5	<input type="checkbox"/> <b>選任産業医へ支払った費用の領収書（写）</b> 産業医へ費用を支払ったことがわかる書類（領収書）の写しを添付してください。産業医活動を実施しなかった場合は提出の必要はありません。
6	<input type="checkbox"/> <b>振込先の通帳（写）等（振込先の名義、口座番号が確認できるもの）</b> 金融機関、口座名義、口座番号が確認できる箇所の写しを添付してください。

\*内容に不備があった場合は、書類の再提出を求める場合があります。

\*偽りその他不正の行為により本来受けることのできない助成金の支給を受けた場合は、助成金の返還を求めます。